

令和 8 (2026) 年度プロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務委託
公募型プロポーザル評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

評価項目		評価内容	配点
1	企画提案内容	(1) 業務委託の目的や内容を十分に理解し、自主的な防犯活動の促進や交通安全の啓発につながる企画提案となっているか。	10
		(2) 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	10
		(3) 協力チームは、広報啓発を効果的に実施できる選定となっているか。	10
		(4) 協力チームのイベント等において、多くの参加者に対し効果的な広報啓発ができるよう、独自の発想や工夫がなされているか。	10
		(5) 協力チームのスポーツ教室等や公式 SNS において、幅広い対象者へ効果的な広報啓発ができるよう、独自の発想や工夫がなされているか。	10
		(6) 携行グッズは、多様な主体が携行しやすい物品を選定し、防犯活動の存在を視覚的に訴えるデザインとなっているか。	10
		(7) 暮らしの安全安心フェアでの協力チームと連携した広報啓発やブース設営等について、独自の発想や工夫がなされているか。	10
		(8) その他、地域防犯力強化に係る広報啓発について、ほかの提案者がない独自の発想や工夫はあるか。	5
2	業務遂行能力	(1) 委託業務を確実に遂行できる体制や人員が整い、適切なスケジュールが示されているか。	10
		(2) 過去に類似の業務で十分な実績があり、同等の成果が期待できる業務遂行能力が認められるか。	5
		(3) 業務実施に必要な専門知識を有しているか。	5
		(4) 業務内容に対して適切な経費が計上されているか。	5
合 計			100